

令和4年5月31日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太 様

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
小委員会委員長 斉木秀憲

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における  
個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について（報告）

当委員会では、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問されている「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直し」に向けての考え方について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第8条の規定に基づき設置された小委員会の委員により、その内容について検討しました。

その結果、別添「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について 報告書」のとおりまとめましたので、報告いたします。

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における  
個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

報 告 書

令和4年5月31日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 小委員会

## 目次

1	新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」	1
2	開示、訂正、利用停止（手数料）	2
3	開示、訂正、利用停止（手続）	2
4	開示、訂正、利用停止（不開示範囲）	3
5	開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者	4
6	行政機関等匿名加工情報の提供	5
7	定義（条例要配慮個人情報）	5
8	個人情報業務登録簿等の作成・公表	7
9	審議会への諮問	8
10	区議会の取扱い	10
参考1	世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 委員等名簿	11
参考2	小委員会の審議経過	12

## 1 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正された。これは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化とするものである。この法改正により世田谷区を含む全国の地方自治体に影響を及ぼす部分については、令和5年4月1日に施行される。そして、この法改正により、世田谷区を含む全国の地方自治体は、各々運用してきた個人情報保護制度を大きく転換する必要に迫られている。

これらのことを考慮に入れ、小委員会としては、この法改正の趣旨を踏まえつつも、この間、世田谷区が一貫して区民の個人情報保護のために多くのことを積み上げてきたことを失することなく今後も継続させていくため、以下のとおり、令和5年4月1日以降の世田谷区の新たな個人情報保護制度を構築するうえで、3つの基本方針を定めた。

この基本方針を踏まえ、世田谷区として、新たな個人情報保護制度を構築することを求めるものである。

- 1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。
- 2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。
- 3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

## 2 開示、訂正、利用停止（手数料）

### （１）現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、第４６条第１項で開示等請求に係る費用（手数料）を無料とすることを定め、第２項で作成及び送付に要する費用の実費負担、第３項で第２項の定める実費負担を区長が別に定める旨規定している。これを受け、実費負担については、「世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区行政不服審査会、行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示」で詳細を定め、現在運用している（例：複写機による写し（単色）１枚１０円、光ディスク等に複写したもの１枚１００円等）。

改正法では、第８９条第１項で実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納める旨規定し、第２項で条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

### （２）主な意見

現行条例の規定と同様に、手数料を無料にした場合、大量請求時の職員の事務負担が気になる。

交付の費用に関して、情報公開条例と同様か。

開示時の電磁的記録の交付状況について知りたい。

### （３）考え方

「世田谷区の３つの基本方針」の１点目のとおり、現行条例の規定と同様に保護施策を「維持」し、手数料を「無料」とすることは妥当である。

## 3 開示、訂正、利用停止（手続）

### （１）現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、「開示決定」の期限を原則１５日以内、「訂正決定」の期限を原則２０日以内及び「利用中止決定」の期限を原則２０日以内と定めている。

改正法では、「開示決定」の期限を原則３０日以内、「訂正決定」の期限を原則３０日以内、「利用停止決定」の期限を原則３０日以内

と定めている。また、改正法第108条では、開示等請求の手續等について、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない旨規定している。

## (2) 主な意見

国の「開示決定」の期限は原則30日以内であるが、それでも期限延長決定がされた経験がある。果たして、現行条例の規定と同様に、原則15日以内という日数で実務上対応が可能か。

原則15日以内での対応はかなり大変だと思うが、適切に運用して欲しい。

「訂正決定」及び「利用停止決定」の期限は、現行条例は原則20日以内となっている。「開示決定」と同様に、原則15日以内にすることは可能か。作業量が「開示決定」のときと変わらなければ、「訂正決定」及び「利用停止決定」も「開示決定」の期限と同様に、原則15日以内にトライすることも良いのではないか。

## (3) 考え方

原則として、現行条例と同様の運用とすることに賛同する。しかし、「訂正決定」及び「利用停止決定」については、「世田谷区の3つの基本方針」の1点目のとおり、これまでの保護施策を「発展」させるため、「訂正決定」及び「利用停止決定」の期限を「開示決定」の期限と同様に、原則15日以内に短縮させることが望ましい。

## 4 開示、訂正、利用停止（不開示範囲）

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、第21条で原則開示を定め、同条各号に規定する非開示事由に該当する場合は、例外的に非開示としている。

改正法では、第78条第1項で原則開示を定め、同条各号に規定する非開示事由に該当する場合は、例外的に非開示としている。そして、同条第2項で調整規定（改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外することが可能であること。また、情報公開法が定める不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例で開示しないこととされるもののうち、情報公開条例との整合性を確保する

ために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることが可能であること。)をおいている。

(2) 主な意見

今回の改正法と世田谷区情報公開条例の規定の中で、開示請求の場合、原則開示であり、不開示情報を可能な限り限定するという意味合いで良いか。

条文を見比べた場合、規定の表現が異なるものの基本的に内容は同じか。

(3) 考え方

情報公開条例の不開示情報と規定の表現は相違点が見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新たな条例での調整規定は不要である。

5 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者

(1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、本人以外の開示等請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが本人に代わって開示請求することができる旨を規定しており、「任意代理人」の請求を認めていない。

改正法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示等請求をすることができる旨を規定し、「任意代理人」の請求を可能としている。

(2) 主な意見

事務対応ガイドの委任状の取扱いでは、実印を徴したうえで、法令上の義務ではないものの運用上の措置として印鑑登録証明書を求めており、厳格な取扱いだ。

事務対応ガイドに示されているなりすまし防止策を講じれば、なりすましは現実的ではないのではないか。

(3) 考え方

改正法における開示等請求権者である「任意代理人」による請求にあたっては、「任意代理人」の本人確認はもとより、請求者本人の意思確認を

適正・厳重に行ったうえで、国から示されたなりすまし防止策等を積極的に講じる等、個人情報の保護に努めることが必要である。

## 6 行政機関等匿名加工情報の提供

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、匿名加工情報に関する規定は存在しない。

改正法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、改正法附則第7条により、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとなり、それ以外の地方自治体の当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となった。

### (2) 主な意見

区では、具体的にどのような情報を加工して事業者に対して提供することを想定しているか教えて欲しい。

パブリックな側面がある一方、区民本人からすると不安が拭えない側面もあり、これは、「世田谷区の3つの基本方針」の2点目の趣旨を考慮する必要がある。このことから、単に他の自治体が導入する予定がないという消極的理由ではなく、当該基本方針に従って極めて慎重に検討していく姿勢を示すべきだ。

### (3) 考え方

「世田谷区の3つの基本方針」の2点目のとおり、区民が情報主体であるという点を十分意識して極めて慎重に検討していく必要があるため、令和5年4月1日の導入は見送ることとすることが妥当である。

## 7 定義（条例要配慮個人情報）

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないものの、第7条で「収集禁止事項」を定め、原則として当該事項の収集を禁止し、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。

改正法では、第2条第3項で「要配慮個人情報」(人種、信条、社会的身分等)を定めている。また、第60条第5項で「地域の特性その他の事



情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」(いわゆる「条例要配慮個人情報」)を定め、「要配慮個人情報」に該当しない「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができる旨規定している。

## (2) 主な意見

条例要配慮個人情報を新たな条例に規定するか否かといった問題と収集制限の問題と一旦切り離して考えて良いか。

区の全所属に条例要配慮個人情報の該当性調査を行ったところ、全所属から「存在しない」との回答であったとのことだが、LGBTやDVなど、ある程度想定される事項はあるか。

他の自治体で、LGBT、DV等の情報を条例要配慮個人情報として新たな条例に規定するといった情報はるか。

国の要配慮個人情報から漏れたセンシティブ情報があるのかという問題と世田谷区のこれまでの審議会の議論の中で、頻繁に、又は慎重な議論を要求された要配慮個人情報があったかという問題を踏まえて考える必要がある。

新たな条例に規定しないということはやむを得ないと思うが、本人外収集の容認の許容性と密接に関わるため、本人外収集の議論時に再度検討することが望まれる。

LGBTやDV等の情報については、条例化するか否か引き続き検討を要するものの、条例化しない場合であっても何らかの手当をする必要がある。

## (3) 考え方

DV等の情報は、個人に対し心身の危険が生じていることに伴い保有する情報であって、区においては、過去に漏洩事故により当該区民に損害を生じさせてしまった事例もあることから、その取扱いにおいて特に配慮を要すると考えるのが妥当であると思料する。

しかし、条例要配慮個人情報を規定するにあたっては、改正法の規定のとおり、「地域特性その他の事情に応じ」特に配慮を要するものであることが条件となるが、区において過去に漏洩事故を起こし区民に損害を生じさせたという過去の事例を踏まえ、DV情報のような個人の心身・生活に危険が生じたことに伴い取得する情報を、「その他の事情に応じ」特

に配慮を要するものとするのが法令解釈を逸脱しないか、個人情報保護委員会に改めて照会して確認する等、引き続き検討を要する。

また、DV等の情報を条例要配慮個人情報に規定できる場合であっても、区が保有する区民の様々な個人情報のうち、他にいかなる情報が条例要配慮個人情報に該当するか、その該当性や基準についても検討を要する。なお、LGBTやDV等の情報については、条例化するか否か引き続き検討を要するものの、条例化しない場合であっても何らかの手当をする必要がある。

## 8 個人情報業務登録簿等の作成・公表

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、第9条第1項で「業務の登録」、第5項で「個人情報登録簿の公表」に関する事項を規定している。また、同条例施行規則第3条第2項で「個人情報業務登録票」及び「個人情報ファイル票」、第5条で「外部委託記録票」、第6条で「目的外利用記録票」、第7条で「外部提供記録票」の作成義務を規定している。

改正法では、第75条第1項の規定により、「個人情報ファイル簿」の作成・公表義務を定めている。また、同条第5項の規定により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することを妨げるものではない旨規定している。さらに、政令で定める個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準（1,000人未満）は、法の趣旨に反しない限り、政令で定める数未満の個人情報ファイルを作成・公表しても問題ないとしている。

### (2) 主な意見

今後、個人情報ファイル簿の内容を充実させていくことと「1,000人未満」も対象とするとした場合、事務量は増加増えると思われる。一方で、従来あった当該記録票をなくす場合、業務量は減少すると思われる。全体を通して見た場合、全体の事務量が増加すると思われるが、実務上問題ないか。

「1,000人未満」のものは、これまでと同様、世田谷区は公表しているから問題ないのか。

今後、内部管理に関する詳細の基準を定めるとのことだが、現時点において、その詳細な基準はあるか。

### (3) 考え方

改正法のとおり、世田谷区がこれまで作成してきた、個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。なお、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票については廃止することに異議はないが、今後も、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていただきたい。

また、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、審議会機能を充実させるため、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からの意見も十分取り入れていただきたい。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める。

最後に、「1,000人未満」の個人情報ファイル簿の作成・公表について、小委員会としては、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする「1,000人未満」も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。

## 9 審議会への諮問

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際に、原則として各個別案件ごとに事前に審議会へ諮問し、承認され次第、区は各業務を執行している。また、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第3条では、14名以内の委員構成を定めている。

改正法では、安全管理措置に関する基準が示され、これを遵守することで個人情報の適切な管理が担保されることから、各個別案件の審議会への諮問は許容されていない。また、当然のことながら、改正法では、審議会委員数等の規定はない。

## (2) 主な意見

安全管理措置に関する基準が、これまで審議会が担ってきた役割を代替できるような万全性を保持しているか。

今後、国の個人情報保護委員会は、民間部門と公的部門を一元的に担って専門的助言を行うこととなるが、個人情報保護委員会の権限・役割を踏まえた、個人情報保護委員会と世田谷区との今後の関係性を知りたい。個人情報保護委員会の関与は、地方自治法でいうと「関与」の一類型に過ぎないため、これは非権力的な関与である。少なくとも法的拘束力は一切伴っていない。このことから、個人情報保護委員会に非常に強力な権限が与えられているわけではないと考えられる。このような仕組みが前提となるものの、実務上は個人情報保護委員会の影響力はあると思われる。地方自治法の客観的な前提理解が必要である。

個人情報保護委員会ができたので、今後、専門的見地から助言はあるものの、それにより審議会の役割が減少するか疑問が残る。

個人情報保護委員会からの助言があるから審議会の役割が減少するのではなく、改正法の枠組みにおける位置付けが変容した結果、審議会への影響が想定されるのではないか。

## (3) 考え方

改正法第129条では、「条例で定めるところにより、・・・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定しており、今後も必要に応じて審議会から意見を聴き、審議会機能を担保すべきである。次に、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、これまで審議会が担ってきた区民監視や区民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的には、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていく必要がある。そして、適切な基準となるよう審議会から意見を聴いたうえで、適切に基準を策定して欲しい。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかると認められる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める。最後に、改正法の枠組みにおいて、これまで担ってきた審議会の位置づけが変容した結果、審議会の機能と役割への影響が想定されるものの、審議会の委員数・構成については、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とすることが妥当である。その後、令和5年度以降の審議会の審議状況を踏まえ、改めて検討を行う必要がある。

## 10 区議会の取扱い

### (1) 現行条例と改正法との主な相違点

現行条例では、実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の6機関を定めている。

改正法では、地方議会は、国会と同様、法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとしている。

### (2) 主な意見

- ・区議会で制定する新条例は、現行の条例を踏まえたものになるのか、それとも、改正法に基づいたものになるのか。

### (3) 考え方

区議会単独で、改正法の趣旨に則った新条例を制定する方向であることを踏まえ、小委員会としてもその考えは尊重すべきと考える。

また、区議会において改正法の規定内容を盛り込んだ区議会の新条例を制定した後、これまでと同様に、適切に個人情報を管理・運用していくべきものと考えている。

参考1 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 委員等名簿

氏 名	現職等	備 考
さいき ひでのり 齊木 秀憲	国土館大学法学部・ 大学院法学研究科教授	委員長
やまだ けんた 山田 健太	専修大学文学部 ジャーナリズム学科教授	委員
つちだ しんや 土田 伸也	中央大学法科大学院教授	委員
すがの のりひろ 菅野 典浩	弁護士	委員
たかやま こずえ 高山 梢	弁護士	委員
なかむら しげみ 中村 重美	世田谷地区労働組合協議会	委員
やまべ なおよし 山辺 直義	弁護士 システム監査技術者	オブザーバー

(敬称略)

## 参考2 小委員会の審議経過

### (1) 第1回(令和4年3月23日(水))

- ・基本方針
- ・開示、訂正、利用停止(手数料)
- ・開示、訂正、利用停止(手続)
- ・行政機関等匿名加工情報の提供
- ・定義(条例要配慮個人情報)

### (2) 第2回(令和4年4月21日(木))

- ・前回小委員会の論点整理
- ・開示、訂正、利用停止(不開示範囲)
- ・個人情報業務登録簿等の作成・公表
- ・審議会への諮問

### (3) 第3回(令和4年5月12日(木))

- ・定義(条例要配慮個人情報)(第1回からの継続審議)
- ・開示請求、訂正請求、利用停止請求の請求権者
- ・区議会の取扱い
- ・小委員会報告書(たたき台)